

中核市前橋

より充実したサービスを身近な市役所で

スタート!

前橋市は4月1日、県内初の中核市として新たなスタートをします。市民の皆さんに身近な行政を身近な市役所で展開し、より充実したサービスを提供します。今回は新設や変更となる事務担当課、窓口業務などについてお知らせします。



民生行政

社会福祉課 ☎ 898-6142

主な事務

- 社会福祉法人の設立認可
- 社会福祉審議会の設置
- 民生委員の定数の決定
- こども課(新設) ☎ 220-5701 (3月30日(月)から)
- ※ 3月27日(金)までの問い合わせは児童家庭課 ☎ 898-6277

主な事務

- 母子・寡婦福祉資金の貸し付け
- 母子家庭等就業・自立支援センター事業
- 母子生活支援施設、助産施設の設置認可

お知らせ

- 母子・寡婦福祉資金の申請窓口が、県前橋保健福祉事務所から市こども課になります。現在、県から貸し付けを受けている人は、4月1日(水)以降は市から貸付金が支払われます。現在、県に貸付金を返済している人は、4月1日(水)以降は市が発行する納入通知書で納めてください。口座振替で貸付金を返済している人は、

特に手続きは必要ありません。
保育課(名称変更・移転) ☎ 220-5705 (3月30日(月)から)
 ※ 3月27日(金)までの問い合わせは児童家庭課 ☎ 898-6268、教委総務課 ☎ 898-5802

主な事務

- 保育所の設置認可、届け出事務
- 認可外保育施設の各種届け出

お知らせ

- 設置を検討している事業者は、事前に協議が必要となりますので、お問い合わせください。
- **介護高齢課(名称変更) ☎ 898-6152**
 ※ 3月31日(火)までの問い合わせは介護高齢福祉課 ☎ 898-6152

主な事務

- 社会福祉法人が設置する特別養護老人ホームなどの設置認可

お知らせ

- 設置を検討している法人は、事前に協議が必要となりますので、お問い合わせください。

障害福祉課(移転) ☎ 220-5713 (3月30日(月)から)

※ 3月27日(金)までの問い合わせは ☎ 219-2001

主な事務

- 身体障害者手帳の交付
- 育成医療(自立支援医療)

お知らせ

- これまで県から交付されていた身体障害者手帳は、そのまま使用できます。4月1日(水)以降の申請分からは、本市の身体

都市計画・建設行政

都市計画課 ☎ 898-6946

主な事務

- 公有地の拡大の推進に関する法律に基づく届け出と申し出の受理
- **まちづくり課 ☎ 898-6974**

主な事務

- 屋外広告物の表示に関する規制
- 条例に違反するはり紙、立看板などの除却

お知らせ

- 屋外広告物を営もうとする者の登録
- すでに県条例に基づく許可を受けてい

る広告物は、許可の有効期間が満了するまでの間、引き続き掲出することができます。市内で屋外広告物を営む場合は、市の登録を受ける必要がありますが、3月31日(火)までに県の登録を受けている場合には、9月30日(水)までは市の登録を受けずに屋外広告物を営むことができます。

建築住宅課 ☎ 898-6833

主な事務

- 特定優良賃貸住宅の供給計画の認定、認定事業者に対する住宅の建設・管理に係る改善命令
- 高齢者向け優良賃貸住宅の供給計画の認定、認定事業者への改善命令

- 自動車リサイクル法に基づく使用済自動車車の引取業、フロン類回収業、解体業および破砕業の登録、許可
- ポリ塩化ビフェニル(PCB) 廃棄物の保管・処理状況報告の受け付け

お知らせ

- 産業廃棄物(収集運搬業) 関係の申請 すでに県の許可を受けている事業者は、市の許可を受けているものとみなします。4月1日(水)以降、新規申請や更新申請、変更届などを行う場合は、市と県の両方に手続きが必要となります。

自動車リサイクル法に基づく申請

- すでに県の登録、許可を受けている事業者の取り扱いは、産業廃棄物関係の申請と同様となります。なお、4月1日(水)以降、新規申請や更新申請、変更届などを行う場合は、市と県の両方に手続きが必要となります。

お知らせ

- 浄化槽の設置や変更、廃止などが生じた場合は手続きが必要です。
- すでに県の登録を受け、市を営業区域

環境行政

環境課 ☎ 898-6294

主な事務

- ばい煙、粉じん発生施設などの設置の届け出の受理
- ダイオキシン類対策特別措置法に基づく特定施設の届け出の受理、設置者の測定結果報告書の受理

お知らせ

- すでに設置の届け出済みの施設は、再度市に届け出の必要はありませんが、施設の新設や増設などの場合は、届出書の提出が必要となります。

お知らせ

- 浄化槽の設置や変更、廃止などが生じた場合は手続きが必要です。
- すでに県の登録を受け、市を営業区域

南部清掃事務所 ☎ 221-0020

主な事務

- ① 浄化槽の設置受付
- ② 浄化槽保守点検業者の登録

お知らせ

- ① 浄化槽の設置や変更、廃止などが生じた場合は手続きが必要です。
- ② すでに県の登録を受け、市を営業区域

お知らせ

- 浄化槽の設置や変更、廃止などが生じた場合は手続きが必要です。
- すでに県の登録を受け、市を営業区域

手数料の納入方法が変わります 納入方法が県証紙から変更となる主な手数料

種別	手数料の内容	納入方法	担当課
廃棄物関係	浄化槽保守点検業の登録ならびに更新申請手数料	納付書により金融機関で納付(現金)	南部清掃事務所
	産業廃棄物収集運搬業・処分業の許可ならびに更新申請手数料 特別管理産業廃棄物収集運搬業・処分業の許可ならびに更新申請手数料 一般廃棄物・産業廃棄物処理施設の設置の許可申請手数料 一般廃棄物・産業廃棄物処理施設の譲受けまたは借受けの許可申請手数料 自動車リサイクル法の引取業、フロン類回収業の登録ならびに更新申請手数料 自動車リサイクル法の解体業、破砕業の許可ならびに更新申請手数料		廃棄物対策課
屋外広告物関係	屋外広告物許可手数料 屋外広告業登録手数料 講習会受講手数料	窓口で納付(現金)	まちづくり課
医事関係	診療所開設審査手数料 助産所開設審査手数料 病院・診療所・助産所検査手数料 衛生検査所登録審査手数料		保健総務課
業事関係	薬局開設審査手数料 温泉利用審査手数料 毒物劇物販売業登録審査手数料	窓口で納付(現金)	衛生検査課
生活衛生関係	興行場営業審査手数料 旅館業審査手数料 浴場業審査手数料 理容所・美容所検査手数料 クリーニング所検査手数料		
食品衛生関係	飲食店営業審査手数料 食品販売業審査手数料 食品製造業審査手数料		
動物愛護関係	動物取扱業登録審査手数料 犬・猫の引き取り手数料		